

常陸大宮市職員採用試験について

令和2年度常陸大宮市職員採用試験（令和3年4月1日採用予定）を次のとおり実施します。

【試験区分および採用予定人数】

試験区分	採用予定人数	職 務 内 容
一般事務	十名程度	市長部局または教育委員会等に配属され、主に一般行政事務に従事します。
技術職(建築・土木)	若干名	市長部局または教育委員会等に配属され、主に建築、土木事務に従事します。
保育士・教諭	若干名	市立の保育所または幼稚園等に配属され、保育業務等に従事します。
保健師	若干名	市長部局に配属され、母子保健、健康づくり事業や介護予防事業等の保健師業務に従事します。
管理栄養士	若干名	市長部局に配属され、食事や栄養の指導等の管理栄養士の業務に従事します。
消防職	若干名	消防本部または消防署に配属され、消火・救急・救助等の消防業務に従事します。 ※ 救急救命士の資格を有する方が採用された場合であっても、救急救命業務に限定せず、消防業務全般に従事することになります。

【受験資格】

職種・試験区分	受験資格要件等
一般事務	大学卒 昭和60年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく4年制大学を卒業した方または令和3年3月末日までに卒業見込みの方
	短大・高校卒等 次のいずれかに該当する方 ア 昭和60年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく短期大学または高等学校を卒業した方または令和3年3月末日までに卒業見込みの方 イ 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）に合格した方
技術職(建築・土木)	大学卒 昭和60年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく4年制大学において建築または土木に関する課程を履修し卒業した方または令和3年3月末日までに当該課程を履修し卒業する見込みの方
	短大・高校卒等 昭和60年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく短期大学、専門学校または高等学校において建築または土木に関する課程を履修し卒業した方または令和3年3月末日までに当該課程を履修し卒業見込みの方
保育士・教諭	昭和60年4月2日以降に生まれ、保育士、幼稚園教諭両方の資格を有する方または令和3年3月末日までに取得見込みの方
保健師	昭和55年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方または令和3年3月末日までに取得見込みの方
管理栄養士	昭和55年4月2日以降に生まれ、管理栄養士の資格を有する方または令和3年3月末日までに取得見込みの方
消防職	次のアまたはイに該当し、かつ、ウおよびエの要件を満たす方 ア 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方。ただし、学校教育法に基づく高等学校、短期大学および4年制大学に在学中の場合は、令和3年3月末日までに卒業見込みの方 イ 平成5年4月2日以降に生まれた方で、救急救命士の資格を有する方 ウ 視力、聴力、言語および運動機能等において、消防職務遂行上の支障がない方（視力は両眼とも裸眼で0.1以上かつ矯正で0.8以上であること。また、色覚は、赤色、青色および黄色の色彩の識別ができること） エ 自動車運転免許（普通第1種）を有する方または令和3年3月末日までに取得見込みの方

【欠格事項】 次の方は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない方
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方